

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第411号 平成24年10月11日

## いじめ防止条例

大津市における中学2年の男子生徒の自殺以降も、いじめを苦しめられたと思われる自殺が相次いでおり、地域ぐるみの対応が急がれています。こうした中、岐阜県可児市(かにし)で、小中学校のいじめ撲滅に向け、学校だけでなく保護者や市民らの責任を明記した「子どものいじめ防止条例」が10月2日の市議会で可決、成立したことは、注目されます。

いじめ防止という観点で見ると、平成19年に成立し、平成20年4月から施行されている「小野市いじめ等防止条例」がありますが、子どもに特化した条例は全国初とされています。なお、可児市の「子どものいじめ防止条例」の施行は、本条例が交付された10月3日となっています。

条例というのは、自治体の意思の表明であり、その意思を具現化するための方策を示そうとするものです。その意味からすれば、今回の条例は、子ども達のいじめ撲滅に向けた、可児市としての並々ならぬ決意の表れと受け止めています。

それは、子ども達のいじめ問題を教育委員会や学校任せにするのではなく、市の責務として「いじめの防止や解決に取り組む」という姿勢を明確にすると共に、第三者委員会(いじめ防止専門委員会)を予め設置することとしている事でも分かります。

大津市では、中学生が自殺したのが昨年の10月であるのに、第三者による調査委員会が設置されたのは今年の8月に入ってからであり、この間の市教育委員会の対応に批判が集まりました。

また、小野市のいじめ等防止条例でも「いじめ等防止市民会議」を設置する事としていますが、この会議は総合的な政策を検討するためのもので、いじめの調査権限は持っていません。

大津市の例を引き合いに出すまでもなく、今やいじめの問題は、学校の中だけで解決する事は不可能であり、社会全体で取り組むという姿勢は不可欠です。その意味では、小野市の条例が、市民や事業者の責務だけでなく、地域社会の構成員に対して、様々な地域活動で得た人と人との繋がりを活かし、相互に助け合い、協力して、いじめ等の防止に向けた活動への役割を果たすよう求めている事は、大事な視点だと思います。

いずれにせよ、条例が出来たからといっていじめがなくなるわけではありません。この条例が実効性を上げるためには、いじめ撲滅に向けた市や教育委員会、学校や企業、更には保護者など関係者相互の連携と本気度にかかっているといたっても過言ではありません。

なお、大津市でも、中学生が自殺した問題を受けて、大津市議会の主要会派が「市子どものいじめの防止に関する条例」案をまとめ、市民の意見を考慮したうえで12月議会に提出しようとしています。

この条例案では、いじめを見た子どもは家族や学校に相談するよう規定されていますが、相談という表現ではあっても、いじめに関して子どもに一定の負荷を掛けるような規定の仕方の是非について議論を呼んでいると聞いていますので、今後の推移を見て行きたいと思います。（塾頭：吉田 洋一）